

議案第38号

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするもの  
であります。

令和6年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

芽室町保健福祉センターにおいて基幹相談支援センター業務を開始することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 一略一</p> <p><u>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業</u></p> <p><u>(8) 社会福祉協議会の行う事業</u></p> <p><u>(9) その他町長が必要と認める事業</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 一略一</p> <p><u>(7) 社会福祉協議会の行う事業</u></p> <p><u>(8) その他町長が必要と認める事業</u></p>